

# EPA(経済連携協定)活用セミナー

EPAの概要、第一種特定原産地証明書申請手続き

受講  
無料

「EPA(経済連携協定)」とは、国や地域同士で取り決めた、輸出入や投資などに関する協定で、締結国間の貿易促進・人材確保・投資環境の整備などに繋がるものとして近年注目されています。

現在、日本は14ヶ国・1地域と経済連携協定を結んでおり、当協定に基づき、輸出相手国における関税の減免を受けることができます。

岐阜商工会議所は平成30年10月1日付で、EPAに基づく原産地証明書「第一種特定原産地証明書」発給事務所を開設しており、本セミナーではこの特定原産地証明書の取得手続き等について、わかりやすく解説いたします。海外に向け輸出をされている企業の皆様、またはご検討されている皆様、ぜひご参加ください。

**日時** 平成30年**12月17日**(月) **13:30~16:30** (受付13:00~)

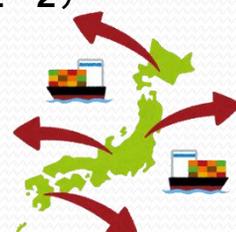
**会場** 岐阜商工会議所 5階 議員総会室 (岐阜市神田町2-2)

※駐車場の台数には限りがあります。近隣のコインパーキング等をご利用ください。

**内容**

- ① FTA/EPAの概要について
- ② 第一種特定原産地証明書の原産地規則について
- ③ 第一種特定原産地証明書の発給手続きについて

※セミナー終了後、個別相談会・名刺交換会(希望者のみ)



**定員** **100名** (先着順)

EPA締結国・地域

シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ  
インドネシア、ブルネイ、フィリピン、スイス、ベトナム  
インド、ペルー、オーストラリア、モンゴル/アセアン  
(2018年11月現在)

**講師**

- ・日本貿易振興機構(JETRO) 海外調査部 国際経済課担当
- ・日本商工会議所 国際部 特定原産地証明担当

**申込方法** 12月7日(金)までに下記申込書にご記入の上、FAXいただくか岐阜商工会議所ホームページよりお申込みください。

**お問合せ** 岐阜商工会議所 中小企業相談所 産業振興課 (担当:千原)  
TEL:058-264-2134

**FAX送信先: 058-264-6338**

事業所名	業種
所在地 〒 —	
電話番号	メールアドレス
受講者名	

◎EPAはすでに利用されていますか。(該当する項目にチェックマークをご記入ください)

発給経験がある  企業登録のみしている  今後利用する予定  利用していない

(注) ご記入いただいた個人情報は、岐阜商工会議所・日本貿易振興機構にて適切に管理し、本セミナーの実施・運営及び関連情報の提供にのみ利用いたします。